

○家畜を飼養する際の留意事項一覧

新たに家畜を飼養するなど、経営開始前後に必要な許認可、届出、対応等をまとめています。(令和4年4月1日現在)

広島県農林水産局畜産課

対応の内容	対応が必要な畜種(○:必要, -:不要)									対応窓口	根拠法令	必要な対応
	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	山羊	めん羊	馬	蜜蜂	その他			
飼養衛生管理基準遵守のための事前対応(埋却地の確保など)	○	○	○	○	○	○	○	-			家畜伝染病予防法第12条の3	牛2頭、豚6頭、鶏100羽、山羊・めん羊2頭、馬2頭以上を飼養しようとする場合、野生動物の侵入防止、飲用に適した水の使用、埋却地(馬除く)の確保、消毒設備の設置等が必要です。
家畜排せつ物の管理												
堆肥処理施設の整備(右記の規模の場合必要)	10頭以上		100頭以上	2,000羽以上	-	-	10頭以上	-		市町畜産関係部署	家畜排せつ物法第3条第2項	管理基準に基づいた、家畜排せつ物の適正な管理が必要です。
特殊肥料の生産・販売の届出(堆肥化した肥料を生産・販売する場合必要)			畜種による制限はありません。							県庁農業技術課	肥料取締法第22条第1項	堆肥化した肥料を製造又は販売する場合は、特殊肥料生産届又は販売届の提出が必要です。
畜舎や堆肥舎等を建てる場合												
水質汚濁防止法に基づく届出(右記の規模の畜舎を建てる場合)	200㎡以上		50㎡以上	-	-	-	500㎡以上	-		市町環境衛生部署	水質汚濁防止法第5条第1項	特定施設の届出が必要です。
瀬戸内法に基づく許可(右記の規模の畜舎を建てる場合)	200㎡以上		50㎡以上	-	-	-	500㎡以上	-	排水水50㎡/日以上	市町環境衛生部署	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項	特定施設設置の許可が必要です。
農地法に基づく許可(畜舎・堆肥舎等の建物を農地に建てる場合)	○	○	○	○	○	○	○	-		市町農業委員会	農地法第4条第1項	農地転用の許可が必要です。
農振法に基づく許可(畜舎・堆肥舎等の建物を農用地区域に建てる場合)	○	○	○	○	○	○	○	-		市町農業関係部署	農振法第15条の2	開発行為の許可が必要です。
化製場法に基づく許可(右記の規模の畜舎を指定区域内に建てる場合)	○	○	○	100羽以上	4頭以上	4頭以上	○	-	あひる50羽以上、犬10頭以上	市町環境衛生部署	化製場等に関する法律第9条第1項	動物の飼養について、許可が必要です。(化製場条例第7条第1項、第2項)
ダイオキシン類対策法に基づく届出(鶏糞等の焼却炉を建てる場合)	火床面積0.5㎡以上か、焼却能力が1時間当たり50kg以上であること。							-		県又は市町環境部署	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の届出が必要。毎年一回以上のダイオキシン類の測定・測定結果の報告が必要です。
県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出(養鶏、養豚の畜舎を建てる場合)	-	-	100頭以上	5,000羽以上	-	-	-	-	特別地域において、豚は50頭以上、鶏は500羽以上	市町環境保全部署	広島県生活環境保全等に関する条例第2条第1項第11号(悪臭関係)	特定施設の届出が必要です。
建築基準法等に基づく手続き	面積及び材質等の条件によっては、建築確認等の対応が必要な場合があります。 ・建築確認の省略が可能なケース ①木造：2階建て以下、かつ、延べ面積500㎡以下、かつ、高さ13m・軒高9m以下(都市計画区域内は別途定めあり) ②非木造：平家かつ、延べ面積200㎡以下 畜舎特例法に基づいて建築することもできます。									県又は市町建築部署	建築基準法	詳細は対応窓口にお問い合わせください。
消防法に基づく手続き	施設の構造や用途によっては、消火器設置等の対応が必要な場合があります。 ・延べ面積300㎡以上：消火器の設置が必要です。 ・延べ面積1,000㎡以上：屋内消火栓設備が必要です。									消防署	消防法	
飼養衛生管理基準定期報告	○	○	○	○	○	○	○	-	○(水牛、鹿、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	畜産事務所	家畜伝染病予防法第12条の4第1項	2月1日時点での飼育状況の報告が必要です。(牛、豚、山羊等4月15日迄、鶏等6月15日迄)
飼養衛生管理基準の遵守	○	○	○	○	○	○	○	-	○(水牛、鹿、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	畜産事務所	家畜伝染病予防法第12条の3第3項	年1回の立入検査があります。
検査の受検	牛ヨーネ病	○(繁殖牛) ○(種雄牛)	○	-	-	-	-	-	-	畜産事務所	家畜伝染病予防法第5条第1項	5年に1回受検が必要です。
	腐蛆病	-	-	-	-	-	-	-	○	畜産事務所	家畜伝染病予防法第5条第1項	3年に1回受検が必要です。
	豚熱浸潤状況調査	-	-	6頭以上	-	-	-	-	-	畜産事務所	家畜伝染病予防法第3条の2第1項	特定家畜伝染病防疫指針に基づき、検査農場を選定します。
	HPAI(高病原性鳥インフルエンザ)モニタリング検査(右記の羽数以上飼養する場合)	-	-	-	100羽以上	-	-	-	-	だちょうは10羽以上	畜産事務所	家畜伝染病予防法第3条の2第1項
養蜂振興法に基づく蜜蜂の飼育の届出	-	-	-	-	-	-	-	○		畜産事務所	養蜂振興法第3条第1項	1月1日時点の飼育状況及びその年の飼育計画を1月31日までの届出が必要です。
転飼養蜂を行う場合												
養蜂振興法に基づく許可(都道府県をまたいで行う場合)	-	-	-	-	-	-	-	○		畜産事務所	養蜂振興法第4条第1項	転飼養蜂の許可が必要です。(転飼を行うとする前年度の9月30日までに申請(広島県養蜂組合員の場合は別途、組合のスケジュールに従ってください。))
広島県みつばち転飼条例に基づく許可(各都道府県域内で行う場合)	-	-	-	-	-	-	-	○		畜産事務所	広島県みつばち転飼条例第3条第1項	年度ごとに転飼養蜂の許可が必要です。(転飼を行うとする前年度の9月30日までに申請(広島県養蜂組合員の場合は別途、組合のスケジュールに従ってください。))
家畜が生まれた場合	○	○	-	-	-	-	-	-		(独)家畜改良センター	牛トレサ法第8条第1項	耳標を装着するとともに、内容の届出が必要です。
家畜を移動(売買を含む)する場合	○	○	-	-	-	-	-	-		(独)家畜改良センター	牛トレサ法第8条第2項、第11条、第13条第3項	内容の届出が必要です。
家畜の死亡時等										市町環境衛生部署 県又は市町環境衛生部署	廃掃法第3条第2項(事業者の責務) 廃掃法第12条第1項(廃棄物処理基準の順守)	産業廃棄物として、適正な処理が必要です。(埋却・放置は不可)
死亡した家畜の処理	○	○	○	○	○	○	○	○		畜産事務所	BSE特措法・家畜伝染病予防法	獣医師による検案を受ける(当該獣医師は、畜産事務所へ報告)又は直接、畜産事務所へ届出。※特定症状等がある場合は、48か月齢以上
死亡した牛の届出(BSE(伝達性海綿状脳症)検査の受検)	96か月齢以上(※)		-	-	-	-	-	-				
牛トレサ法に基づく届出	○	○	-	-	-	-	-	-		(独)家畜改良センター	牛トレサ法第13条第1項、第2項	内容の届出が必要です。
異常家畜の届出(口蹄疫の疑い)	○	○	○	-	○	○	-	-		畜産事務所	家畜伝染病予防法第13条の2第1項	①39度以上の発熱かつ泡状の涎又は口、鼻、乳等の水泡等 ②同一飼養場所における複数家畜の水疱等 ③同一飼養場所で複数の哺乳畜の数日以内での死亡のいずれかに合致する場合、届出が必要です。
異常家畜の届出(豚熱の疑い)	-	-	○	-	-	-	-	-		畜産事務所	家畜伝染病予防法第13条の2第1項	①40度以上の発熱、元気喪失、食欲減退 ②便秘、下痢 ③結膜炎(目やに) ④歩行困難、後軀マヒ、けいれん ⑤削瘦、被毛削剛、発育不良 ⑥流死産等の異常産の発生 ⑦皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便のいずれかに合致する場合、届出が必要です。
異常家畜の届出(鳥インフルエンザの疑い)	-	-	-	○	-	-	-	-		畜産事務所	家畜伝染病予防法第13条の2第1項	1日の死亡率が、過去21日間の平均と比較して、2倍以上になった場合、畜産事務所への届出が必要です。
TSE(めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症)検査の受検	-	-	-	-	18か月齢以上		-	-		畜産事務所	家畜伝染病予防法第5条第1項	
動物愛護法に基づく登録	畜種による制限はありません。									県又は市の動物愛護部署	動物愛護法第10条	動物の取扱業を営もうとする者は、登録が必要です。
根拠法令等名称	家畜排せつ物法									家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		
	廃掃法									廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
	化製場条例									化製場等に関する法律施行条例		
	牛トレサ法									牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法		
	BSE特措法									牛海綿状脳症対策特別措置法		
	農振法									農業振興地域等の整備に関する法律		
動物愛護法									動物の愛護及び管理に関する法律			